

四谷一丁目南地区沿道

第7号

まちづくりリニューース

平成30年5月

まちづくりルールについて 意見交換を行います



平成29年3月にとりまとめた「四谷一丁目南地区沿道 まちづくりの方向性」の実現に向けて、地区の皆さまと共にまちづくりを進めてまいります。

次回協議会では、当地区のまちづくりルールについて、皆さまと意見交換を行います。どうぞお気軽にご参加下さい。

第6回 四谷一丁目南地区沿道 まちづくり協議会

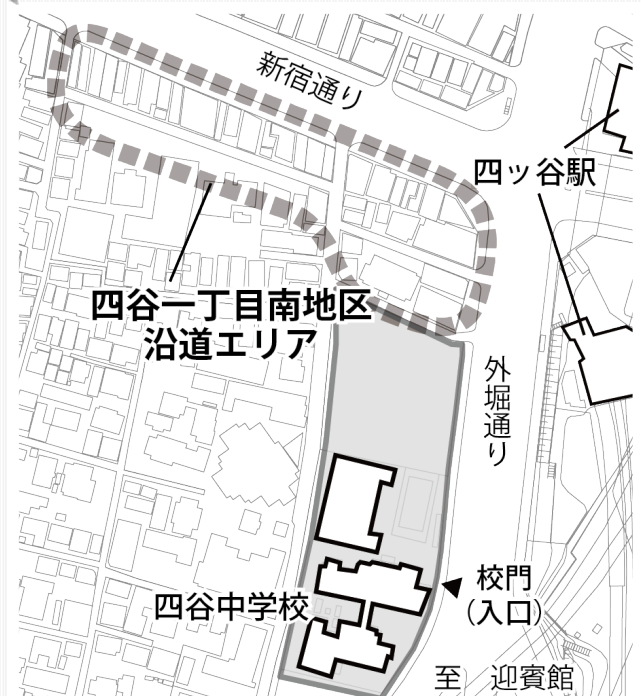
【開催日時・場所】

日時：平成30年 6月5日（火）
19：00～

場所：四谷中学校1階コミュニティルーム

【主な議題】

- ・ まちづくりルールについて
- ・ 意見交換 など



お問い合わせ先

四谷一丁目南地区沿道まちづくり協議会 事務局
新宿区 都市計画部 景観・まちづくり課（担当：石渡・片野・崎山）
電話：03-5273-3843 ファックス：03-3209-9227

※対象区域内の不動産登記簿（H30.4月時点）に記載されている土地所有者・建物所有者の方、事業営業者、居住者の方を対象にお送りしています。



これまでの経緯



平成 26 年 2月	勉強会	当地区で協議会を設立し、地区計画等について検討していくことになりました。
平成 27 年 7月	協議会設立 第1回 まちづくり協議会	協議会を設立しました。まちづくりの経緯、地区の特性や課題、地区計画制度等について共有しまし
11月 ～12月	アンケート実施	地区の特性・課題、当地区におけるまちづくりルール等に関するアンケートを実施しました。
平成 28 年 2月～11月	第2回～ 第4回 まちづくり協議会	アンケート結果やまちづくりの事例紹介の共有、意見交換等を行いました。
平成 29 年 3月	第5回 まちづくり協議会	「まちづくりの方向性」をとりまとめました。
平成 29 年度	個別相談会等	まちづくりについて、疑問や意向など、参加された方と意見交換を行いました。

～個別相談会等での主なご意見～

- ・まち全体で方向性が出れば反対しない。
- ・再開発自体時間がかかるので難しいと思う。
- ・区が再開発を進めていると勘違いしていた。
- ・耐震補強を行っており、再開発には反対である。
- ・再開発の方が利が大きいと感じている。



個別相談会の様子



今後の進め方



どんなまちにしたいか (方向性の検討)	どんなルールにしたいか (方向性の実現に向けた具体的な取組の検討)	具体的な ルールの策定
～平成 28 年度 「四谷一丁目南地区沿道 まちづくりの方向性」 の決定 魅力的な商業が集積した 四谷らしい「にぎわい」のあるまち 街並みや景観が整い上 質な「品格」のあるまち 良好な環境と利便性を 備えた「暮らし」のあるまち	平成 29 年度～ ●まちづくりルール ①ガイドライン (紳士協定的なまちのルール) ◇建物の看板の形態・色彩に関するルールや道路の清掃等のルールを定め、地域の皆様で運用していく ◇法的な担保はない ◇柔軟な対応ができる ②地区計画 (法的なまちのルール) ◇建物の高さや用途、容積率等を規制できる ◇併せて中高層階住居専用地区の見直しを検討する ◇行為の届出、建築条例によりルールを担保できる ●大規模な再開発の検討 ※共同化 (再開発等) に向けた検討を行う場合は、地元が中心となって地権者の賛同のもと勉強会等を通して検討を深め、並行して合意形成を図っていくものです。	ルールの 決定・運用 ①ガイドライン 協議会で決定、運用方法等を決定 ②地区計画 地元案を受け、都市計画審議会等を経て都市計画決定

第6回まちづくり協議会では、地区計画について改めてご説明します